

任意継続被保険者の標準報酬に関する件

令和3年4月1日より翌年3月31日の間、健康保険法第47条の規程による標準報酬月額が410,000円(令和2年9月30日現在、全組合員平均標準報酬月額406,982円)であることを公示します。

以上

令和2年11月1日

ダイセル健康保険組合
理事長 元坂 道郎